

## 第12回女川地域原子力防災協議会作業部会議事概要

### 1. 日 時

平成30年5月25日（金）13:30～14:50

### 2. 場 所

宮城県石巻合同庁舎大会議室

### 3. 出席者

国 : 内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁、東北経済産業局  
関係地方公共団体等 : 宮城県、宮城県警察本部、女川町、石巻市  
登米市、東松島市、涌谷町、美里町、東北電力株式会社

### 4. 議 題

- (1) 各課題の対応策・解決策の検討・確認
- (2) その他

### 5. 概 要

- (1) 各課題の対応策・解決策の検討・確認

#### 1. PAZ・準PAZにおける半島・離島の孤立化対策について

○PAZ・準PAZの半島住民の基本経路について、陸路が利用可能な場合は、陸路避難を原則とすることとした。

○自然災害の影響等により半島を北上する経路を使用した避難が困難な場合、半島を南下し鮎川港が使用可能であれば海路避難を行う。鮎川港が使用不可能な場合、ヘリでの空路避難や屋内退避といった防護措置を講じることとした。

○離島住民で自然災害の影響等により海路避難が困難な場合は、ヘリでの空路避難や屋内退避といった防護措置を講じることとした。

○自然災害の影響等により孤立化した場合、放射線防護対策施設やコンクリート施設、被災していない家屋等で孤立解消までの間、屋内退避することとした。

#### 2. PAZ・準PAZにおける避難手段の確保について

○バス等の必要台数の算出や必要台数確保に向け、宮城県において人口等の基礎データを基に精査している旨状況の共有があった。

○医療機関や社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者への対応の検討状況については、福祉車両が不足しないよう調整している旨宮城県から状況の共有があった。

○住民の輸送手段の確保のため、現在、宮城県がバス協会との協定締結に向けて調整しており、協会が保有する台数で必要台数を満たす見込みである旨宮城県から状況の共有があった。

3. PAZ・準PAZにおける学校、保育所等の避難について

○警戒事態で保護者への引き渡しを開始し、引き渡しができなかった児童等は施設敷地緊急事態で避難する方針とした。

4. 安定ヨウ素剤の配布について

○準PAZについては、事前配布することとした。

○UPZについては、緊急配布を原則とすることとした。

(2) その他

特になし

以上